

法令の名称	該当条文	法的効果等
債権管理回収業に関する特別措置法	第18条第7項	債務者等の親族又は密接関係者への代位弁済要求の禁止
借地借家法	第36条第1項	建物の賃借人の権利義務の承継
民事執行法	第97条第1項	建物の使用の許可
	第131条第1号、第2号、第11号、第13号	差押禁止動産
少年の保護事件に係る補償に関する法律	第6条第1項	少年本人が死亡した場合における少年の身柄拘束に対する補償金の交付
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	第45条第1項	保管困難物品の交付
	第46条第1項	差入物品の引取り
	第46条第5項	引取り困難な場合の差入物品の交付
	第48条第2項	限量超過物品の交付
	第50条	保管物品等の交付
	第55条第1項	遺留物の引渡し
	第55条第2項	遺留物の引渡しが困難な場合の公告
	第90条第1項	外部協力者の例示
	第98条第4項	作業報奨金の事前支給の理由の例示
	第99条	死亡時の作業報奨金の支給
	第100条第1項	死亡手当金の支給
	第111条第1項	面会の実施
	第120条第1項	面会の実施
	第128条	信書の発受
	第132条第4項	死亡時における禁止信書等の引渡し
	第139条第1項	信書の発受
	第176条	死亡時の通知
少年院法	第2条	「保護者等」の定義規定
	第42条第1項	死亡手当金の支給
	第65条第1項	保管困難物品の交付
	第66条第1項	差入物品の引取り
	第67条第2項	引取り困難な場合の差入物品の交付
	第69条第2項	限量超過物品の交付
	第72条第1項	保管物品等の交付
	第77条第1項	遺留物の引渡し
	第77条第2項	遺留物の引渡しが困難な場合の公告
	第92条第1項	面会の実施
	第100条	信書の発受
	第104条第4項	死亡時における禁止信書等の引渡し
	第110条第1項	葬式等への出席
	第115条第1項	謹慎中の信書の発受
	第144条	死亡時の通知

少年鑑別所法	第2条	「保護者等」の定義規定
	第46条第1項	保管困難物品の交付
	第47条第1項	差入物品の引取り
	第48条第2項	引取り困難な場合の差入物品の交付
	第50条第1項	差入物品の引取り
	第51条第1項	差入物品の引取り
	第53条第2項	限度量超過物品の交付
	第56条第1項	保管物品等の交付
	第57条	保管物品等の交付
	第58条第1項	保管物品等の交付
	第64条第1項	遺留物の引渡し
	第64条第2項	遺留物の引渡しが困難な場合の公告
	第80条第1項	面会の実施
	第85条第2項	面会の実施
	第88条第1項	面会の実施
	第97条第4項	死亡時における禁止信書等の引渡し
	第102条	信書の発受
	第129条	死亡時の通知
出入国管理及び難民認定法	第55条の26第1項	被収容者の所持品等の処分
	第55条の27第5項	
	第55条の29第2項	
	第55条の31	
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十六条 第八号に規定するやむを得ない事由を定める政令	第3号	裁判員となることについての辞退の申立て